様式１

事業報告書

医療法人整理番号			00043	
報告期間	自		令和7年4月1日	
	至		令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称		社会医療法人北九州病院	
		分類①	社団（出資持分なし）	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
		分類②	社会医療法人	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	福岡県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	北九州市	
		町名・番地	小倉北区室町３丁目１番２号	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和31年3月31日	
	(4) 設立登記年月日		昭和31年4月14日	
	(5) 理事長の氏名	姓	佐多	
		名	竹良	
	役員及び評議員の人数		21	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要				
	(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら	
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら	
	(2) 附帯業務		記載はこちら	
	(3) 収益業務		記載はこちら	
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら	
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら	
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら	
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式１：1-(2)

事業報告書

1-(2) 従たる事務所の所在地

都道府県	市区町村	町名･番地	建物名
福岡県			

様式１：1-(5)

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

役職	姓	名	備考
理事	野田	誠吾	
理事	川上	浩二	
理事	大坪	昭則	
理事	長竹	美義	
理事	福島	俊典	
理事	相森	信義	
理事	西田	忠弘	
理事	村瀬	睦登	
理事	永田	直幹	北九州総合病院　総院長
理事	西原	一善	北九州中央病院　管理者
理事	中山	善文	北九州宗像中央病院　管理者
理事	日暮	愛一郎	北九州総合病院　管理者
理事	古賀	徳之	北九州八幡東病院　管理者　北九州八幡東病院　介護医療院　管理者
理事	宮﨑	正之	北九州古賀病院　管理者　北九州古賀病院　介護医療院　管理者
理事	松村	潔	北九州若杉病院　管理者　北九州若杉病院　介護医療院　管理者
理事	高水間	亮治	北九州湯川病院　管理者　北九州湯川病院　介護医療院　管理者
理事	原田	英二	北九州安部山公園病院　管理者　介護老人保健施設あけぼの苑　管理者
理事	吉田	智治	北九州小倉病院　管理者
監事	小松	眞	
監事	中川	和博	

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第1項の認定を受けた医療法人」以外の
医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

1-(5) 役員及び評議員

役職	姓	名	備考

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（開設する病院、診療所（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	北九州中央病院		4017719487	福岡県北九州市小倉北区香春口一丁目１３番１号	60	240	240	0	0	0	0
病院	北九州宗像中央病院		4010611368	福岡県宗像市稲元二丁目２番５号	84	152	152	0	0	0	0
病院	北九州総合病院		4017911951	福岡県北九州市小倉北区東城野町１番１号	360	0	0	0	0	0	0
病院	北九州八幡東病院		4016619282	福岡県北九州市八幡東区東田一丁目４番３号	200	220	220	0	0	0	0
病院	北九州古賀病院		4010719112	福岡県古賀市千鳥二丁目１２番１号	120	261	261	0	93	0	0
病院	北九州若杉病院		4010413328	福岡県糟屋郡篠栗町田中４丁目１番１号	120	117	117	0	0	0	0
病院	北九州湯川病院		4017719461	福岡県北九州市小倉南区湯川五丁目１０番１０号	102	120	120	0	0	0	0
病院	北九州安部山公園病院		4017810179	福岡県北九州市小倉南区大字 湯川１３９番地の２１	0	160	160	0	0	0	0
病院	北九州小倉病院		4017910490	福岡県北九州市小倉北区上富野三丁目１９番１号	77	120	120	0	0	0	0

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	あけぼの苑		4057780159	福岡県北九州市小倉南区大字 湯川１３９番地の２１	85	30
介護医療院	北九州八幡東病院 介護医療院		40B0600013	福岡県北九州市八幡東区東田 一丁目４番３号	60	0
介護医療院	北九州古賀病院 介護医療院		40B3600010	福岡県古賀市千鳥二丁目 １２番１号	120	0
介護医療院	北九州若杉病院 介護医療院		40B3900014	福岡県糟屋郡篠栗町田中４丁目１番１号	60	0
介護医療院	北九州湯川病院 介護医療院		40B0500031	福岡県北九州市小倉南区湯川五丁目１０番１０号	96	0

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式１：2-(2)

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
介護付有料老人ホーム ぬまみどり		福岡県北九州市小倉南区沼緑町四丁目２２番１号	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式１：2-(3)

事業報告書

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
駐車場業	福岡県北九州市小倉南区葛原 一丁目３００５－１１６	
駐車場業	福岡県北九州市八幡東区西本町２丁目１０番１号、１１番９号、１１番１０号 西本町１丁目２８番１号	

様式１：2-(4)-(9)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和7年5月29日	２０２４年度(令和６年度)決算の決定および積立金処理 についての決定、社員総会議長選任についての決定、財務担当理事の指名についての決定、次期経営会議委員の指名についての決定、次期グループ経営会議委員の指名についての決定、医師の人事について(変更)の決定
令和8年3月26日	２０２６年度(令和８年度)事業計画および予算についての決定、２０２６年度(令和８年度)の借入金額の最高限度額についての決定、理事、監事の選任についての決定

注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	**申込期間（開始日）**	**利率**	**資金使途**	**償還方法**	**医療機関債を引き受けた医療法人名**
申込単位	**申込期間（終了日）**	**払込期日**		**償還期限**	

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、
これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、
かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注）
１．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
２．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記載事項

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式第一号

法人名　社会医療法人北九州病院　　※医療法人整理番号 00043

所在地 福岡県北九州市小倉北区室町３丁目１番２号

貸借対照表

令和8年3月31日　現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ　流動資産	16,965,147	Ⅰ　流動負債	6,147,340
現金及び預金	10,782,609	買掛金	1,142,506
事業未収金	5,825,171	短期リース債務	28,341
たな卸資産	219,729	未払金	63,588
前払費用	52,119	未払費用	1,331,519
その他の流動資産	98,642	未払法人税等	5,282
貸倒引当金	-13,123	未払消費税等	14,220
その他の流動資産		預り金	298,102
		賞与引当金	1,621,774
		その他の流動負債	1,642,006
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
Ⅱ　固定資産	31,492,993		
1 有形固定資産	29,505,151	Ⅱ　固定負債	13,788,947
建物	18,516,597	長期借入金	8,612,854
構築物	686,231	長期リース債務	63,531
医療用器械備品	676,244	退職給付引当金	4,720,490
その他の器械備品	550,860	その他の固定負債	392,072
土地	9,075,219	その他の固定負債	
土地			
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
		負債合計	19,936,287
		純資産の部	
2 無形固定資産	696,219	科目	金額
ソフトウェア	391,820	Ⅰ　基金	
その他の無形固定資産	304,399		
その他の無形固定資産		Ⅱ　積立金	28,516,712
		圧縮積立金	5,657
3 その他の資産	1,291,623	繰越利益積立金	28,511,055
有価証券	638,413	その他積立金	
長期貸付金	19,854		
役職員等長期貸付金	10,864		
長期前払費用	479,529		
その他の固定資産	142,963		
長期前払費用		Ⅲ　評価・換算差額等	5,141
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	5,141
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	28,521,853
資産合計	48,458,140	負債・純資産合計	48,458,140

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人 北九州病院
所在地 福岡県北九州市小倉北区室町三丁目1番2号

医療法人整理番号	00043

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

（単位：千円）

科目		金額
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		37,044,836
2 事業費用		
(1) 事業費	34,726,784	
(2) 本部費	893,268	35,620,052
本来業務事業利益		1,424,784
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		340,840
2 事業費用		332,825
附帯業務事業利益		8,015
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		12,689
2 事業費用		4,819
収益業務事業利益		7,870
事業利益		1,440,669
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	14,783	
その他の事業外収益	19,666	34,449
Ⅲ 事業外費用		
支払利息	112,397	
その他の事業外費用	379	112,776
経常利益		1,362,342
Ⅳ 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
Ⅴ 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	1,006	1,006
税引前当期純利益		1,361,336
法人税・住民税及び事業税	5,282	
法人税等調整額	0	5,282
当期純利益		1,356,054

(注) 1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名　社会医療法人　北九州病院
所在地　福岡県北九州市小倉北区室町三丁目1番2号

※医療法人整理番号						

財　産　目　録

（令和8年3月31日現在）

1．資　　産　　額	48,458,140	千円
2．負　　債　　額	19,936,287	千円
3．純　資　産　額	28,521,853	千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　　分		金　　額
A　流　動　資　産		16,965,147
B　固　定　資　産		31,492,993
C　資　産　合　計	（A＋B）	48,458,140
D　負　債　合　計		19,936,287
E　純　　資　　産	（C－D）	28,521,853

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）
建　　物　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

（ 別紙 ）　令和7年度　関係事業者に関する事項について

(1)　対象となる相手法人

① 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）

② 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人　⇒　一般財団法人　西日本産業衛生会、学校法人　創心会

③ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
⇒　社会医療法人　福西会（社員4人のうち3人）
⇒　北九州ﾍﾙｽｹｱｻｰﾋﾞｽ（取締役5人のうち4人）

④ 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

⑤ ③の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

(2)　北九州病院が対象法人と取引を行った金額

❶ 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引

事業収益の総額　37,398,365円　の10%　3,739,836千円
事業費用の総額　35,957,696千円　の10%　3,595,769千円

❷ 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引

事業外収益の総額　34,449千円　の10%　3,445千円
事業外費用の総額　112,776千円　の10%　11,278千円

❸ 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引

特別利益　該当なし
特別損失　該当なし

❹ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引

総資産　48,458,140千円　の1%　484,581千円

❺ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

総資産　48,458,140千円　の1%　484,581千円

❻ 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

総資産　48,458,140千円　の1%　484,581千円

(3)　関連事業者に該当するか否かの判定結果

		基準値		西日本産業衛生会	社会医療法人　福西会	北九州ﾍﾙｽｹｱｻｰﾋﾞｽ	学校法人　創心会
❶	事業収益	10,000千円以上　かつ	3,739,836千円以上	11,144千円		2,531千円	509千円
	事業費用	10,000千円以上　かつ	3,595,769千円以上	123,038千円	△10,681千円	△306千円	24,288千円
❷	事業外収益	10,000千円以上　かつ	3,445千円以上	なし	なし	なし	なし
	事業外費用	10,000千円以上　かつ	11,278千円以上	なし	なし	なし	なし
❸	特別利益又は特別損失	10,000千円以上	－	なし	なし	なし	なし
❹	資産又は負債の総額	484,581千円以上　かつ	10,000千円超える	負債　30,711千円	資産　5,076千円	資産　864千円	資産　124千円
❺	資金貸借、有形固定資産	10,000千円以上　かつ	484,581千円以上	なし	なし	なし	なし
❻	事業の譲受又は譲渡	10,000千円以上　かつ	484,581千円以上	なし	なし	なし	なし

判定	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない

様式5

法人名　　社会医療法人　北九州病院

所在地　　福岡県北九州市小倉北区室町3丁目1-2

※医療法人整理番号					

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし							

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人　北九州病院
理事長　　佐多　竹良　殿

私たちは、社会医療法人北九州病院の　令和７年会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査の結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示していると認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和８年５月２６日

社会医療法人　北九州病院

監　事　　中川　和博

監　事　　小松　眞

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
② その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法

2　固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他は定率法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
(2) 無形固定資産
定額法
(3) 長期前払費用
定額法

3　引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については
個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
(3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき引当計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。
また、過去勤務債務及び数理計算上の差異は、7年による定額法により発生年度から費用処理している。

4　その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項
補助金等の会計処理方法
(1) 固定資産の取得に係る補助金等
積立金経理により圧縮している。
(2) 補助対象となる支出が事業費に計上されるもの
事業収益に計上している。

5　消費税及び地方消費税の会計処理の方法
税抜方式。なお、控除対象外消費税等のうち、固定資産にかかるものは長期前払費用として処理している。

6　重要な偶発債務
借入金に対する保証債務

（単位：千円）

被保証者	保証金額
当法人職員	11,682
合　　計	11,682

7　その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 基本財産

（単位：千円）

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
当座預金	1,000,000	－	－	1,000,000

(2) 退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容

① 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を職員に対して設けている。

② 退職給付債務に関する事項（令和8年3月31日現在）

企業年金制度の退職給付債務

（単位：千円）

退職給付債務	△ 2,305,593
年金資産	2,540,767
未積立退職給付債務	235,173
未認識数理計算上の差異	△ 97,722
前払年金費用	137,451

退職一時金制度の退職給付債務

（単位：千円）

退職給付債務	△ 4,393,546
未認識数理計算上の差異	△ 326,943
退職給付引当金	△ 4,720,490

③ 退職給付費用に関する事項（自令和7年4月1日 至令和8年3月31日）

（単位：千円）

勤務費用	506,398
利息費用	87,768
期待運用収益（減算）	△ 37,841
数理計算上の差異の費用処理額	△ 61,631
退職給付費用	494,693

④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
割引率	1.3%
期待運用収益率	1.5%
過去勤務債務の処理年数	7年
数理計算上の差異の処理年数	7年

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

23,368,953 千円

(4) 補助金等の内訳並びに交付者及び貸借対照表等への影響額

本来業務事業損益の事業収益に含まれる補助金　（単位：千円）

補助金の名称	交付者	計上金額
医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金	厚生労働省	663,170
医療従事者勤務環境改善促進費補助金	福岡県	104,240
医療機関等物価高騰対策支援金	福岡県	58,374
その他　3件	福岡県　他	19,260
合計		845,045

様式第四号

※医療法人整理番号

法人名　社会医療法人 北九州病院
所在地　北九州市小倉北区室町三丁目1番2号

純 資 産 変 動 計 算 書

（自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日）

（単位:千円）

	基金（又は出資金）	積立金			評価・換算差額等		純資産合計
		固定資産圧縮積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
令和7年3月31日残高	－	5,657	27,155,001	27,160,658	3,758	3,758	27,164,416
会計年度中の変動額							
当期純利益	－	－	1,356,054	1,356,054	－	－	1,356,054
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	1,382	1,382	1,382
会計年度中の変動額合計	－	－	1,356,054	1,356,054	1,382	1,382	1,357,436
令和8年3月31日残高	－	5,657	28,511,055	28,516,712	5,140	5,140	28,521,853

様式第五号

※医療法人整理番号					

法人名　社会医療法人　北九州病院
所在地　北九州市小倉北区室町三丁目1番2号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額(千円)	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産	建物	33,863,724	334,949	－	34,198,673	15,682,076	1,225,363	18,516,597
	構築物	1,699,467	11,825	－	1,711,292	1,025,060	73,328	686,231
	医療用器械備品	4,953,735	320,290	172,857	5,101,169	4,424,924	335,108	676,244
	その他の器械備品	2,663,745	176,083	52,079	2,787,749	2,236,891	246,485	550,858
	土地	8,932,456	142,763	－	9,075,219	－	－	9,075,219
	計	52,113,130	985,911	224,936	52,874,105	23,368,953	1,880,284	29,505,151
無形固定資産	ソフトウェア	718,585	129,213	－	847,799	455,978	126,652	391,820
	ソフトウェア仮勘定	25,302	17,465	25,302	17,465	－	－	17,465
	電話加入権	10,340	－	－	10,340	－	－	10,340
	のれん	1,382,970	－	－	1,382,970	1,106,376	138,297	276,594
	計	2,137,198	146,678	25,302	2,258,574	1,562,355	264,949	696,219
その他の資産	投資有価証券	637,031	1,382	－	638,413	－	－	638,413
	長期貸付金	17,308	7,230	4,684	19,854	－	－	19,854
	役職員等長期貸付金	9,152	2,934	1,222	10,864	－	－	10,864
	前払年金費用	120,525	16,926	－	137,451	－	－	137,451
	長期前払費用	1,869,393	170,874	260,067	1,780,200	1,300,670	177,251	479,529
	その他の固定資産	5,838	－	330	5,508	－	－	5,508
	計	2,659,250	199,347	266,305	2,592,292	1,300,670	177,251	1,291,621

様式第六号

※医療法人整理番号				

法人名　社会医療法人　北九州病院
所在地　北九州市小倉北区室町3丁目1-2

引　当　金　明　細　表

区　　分	前期末残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	16,604	2,020	5,500	－	13,123
賞与引当金	1,651,180	1,621,774	1,651,180	－	1,621,774

様式第七号

※医療法人整理番号					

法人名　社会医療法人　北九州病院
所在地　北九州市小倉北区室町三丁目1番2号

借　入　金　等　明　細　表

区　　分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短　期　借　入　金	－	－	―	―
１年以内に返済予定の長期借入金	1,649,044	1,640,792	1.073	令和22年 9月30日
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	10,253,646	8,612,854	1.073	令和22年 9月30日
その他の有利子負債	－	－	―	―
合　　計	11,902,690	10,253,646	―	―

(注記)
長期借入金の返済予定額

令和８年度	1,640,792
令和９年度	1,611,710
令和１０年度	1,482,476
令和１１年度	1,482,476
令和１２年度	1,349,068

様式第八号

※医療法人整理番号

法人名　社会医療法人　北九州病院
所在地　北九州市小倉北区室町3丁目1-2

有　価　証　券　明　細　表

【債　券】
【満期保有目的の債券】

銘　　柄	券　面　総　額 （千円）	貸借対照表価額 （千円）
第5回㈱三菱UFJﾌｨﾅﾝｼｬﾙ・ｸﾞﾙｰﾌﾟ 任意償還条項付無担保永久社債	300,000	302,907
第5回㈱みずほﾌｨﾅﾝｼｬﾙ・ｸﾞﾙｰﾌﾟ 任意償還条項付無担保永久社債	200,000	202,036
計	500,000	504,943

【その他】

種　類　及　び　銘　柄	口　数　等	貸借対照表価額 （千円）
第一生命ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社　株式	4,800	6,820
北進産業株式会社　株式	12,606	120,205
進和興産株式会社　株式	7,502	6,444
計	24,908	133,470

様式第九の二号

※医療法人整理番号					

法人名　社会医療法人　北九州病院
所在地　北九州市小倉北区室町三丁目1番2号

事　業　費　用　明　細　表

（単位：千円）

科目		金額	
Ⅰ　材料費			
	薬品費	1,957,029	
	血液費	38,525	
	フィルム料	9,405	
	X線材料費	18,262	
	医療材料費	1,654,149	
	施設材料費	5,752	
	検査材料費	195,392	
	病衣料	29,223	
	汚物洗濯費	1,435	
	紙オムツ費	181,270	
	寝具貸借料	80,526	
	給食材料費	754,679	
	ドック費	10,191	4,935,845
Ⅱ　給与費			
	給料手当	12,988,968	
	賞与	3,293,392	
	賞与引当金取崩	−1,567,600	
	賞与引当金繰入	1,630,947	
	通勤費	362,983	
	雑給	432,059	
	退職給与	339,602	
	退職給付引当金取崩	−339,602	
	退職給付引当金繰入	649,623	
	法定福利費	2,475,931	
	受入出向料	−69,941	
	出向料	22,018	20,218,382
Ⅲ　委託費			
	検査手数料	196,029	
	委託費	152,925	
	診療委託費	5,245	
	業務委託費	575,147	929,347
Ⅳ　設備関係費			
	減価償却費	1,925,550	
	利息費用	1,401	
	地代家賃	30,048	
	設備修理費	64,879	
	保守料	267,581	
	備品リース料	49,110	
	医療器械修理費	75,742	
	医療器械リース料	69	
	医療器械賃借料	107,772	
	医療器械保守料	178,276	
	リース料	20,927	
	燃料費	7,637	
	ガレージ代	31,047	2,760,046
Ⅴ　経費			
	厚生費	96,695	
	被服費	97,549	
	社宅費	83,461	
	募集費	64,588	
	旅費交通費	6,763	
	通信費	33,993	
	水道光熱費	714,532	
	消耗品費	192,782	
	給食消耗品費	21,249	
	印刷費	25,403	
	保険料	43,352	
	衛生費	225,863	

様式第九の二号

※医療法人整理番号					

法人名　社会医療法人　北九州病院
所在地　北九州市小倉北区室町三丁目1番2号

事　業　費　用　明　細　表

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
会議費	59	
接待交際費一般	3,021	
院長交際費	542	
図書費	7,987	
寄付金	20,870	
広告宣伝費	4,352	
コンピューター費	95,713	
公租公課	311,364	
貸倒引当金繰入	1,452	
長期前払消費税償却	227,612	
のれん償却費	138,297	
雑費	261,678	2,679,186
Ⅵ　その他の事業費用		
研修費	11,816	
研究費	6,257	18,074
事　業　費　用　計		31,540,882

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. ⅠからⅥの中科目区分は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

※医療法人整理番号					

法人名　社会医療法人　北九州病院
所在地　北九州市小倉北区室町三丁目1番2号

事　業　費　用　明　細　表

（単位：千円）

科目		金額	
Ⅰ　材料費			
	薬品費	2,212,081	
	血液費	43,347	
	フィルム料	9,066	
	X線材料費	15,225	
	医療材料費	1,772,891	
	施設材料費	5,576	
	検査材料費	236,557	
	病衣料	30,248	
	汚物洗濯費	1,339	
	紙オムツ費	174,398	
	寝具貸借料	80,889	
	給食材料費	788,711	
	ドック費	10,491	5,380,825
Ⅱ　給与費			
	給料手当	13,367,443	
	賞与	3,318,561	
	賞与引当金取崩	−1,630,947	
	賞与引当金繰入	1,618,529	
	通勤費	340,315	
	雑給	426,418	
	退職給与	344,891	
	退職給付引当金取崩	−344,891	
	退職給付引当金繰入	679,110	
	法定福利費	2,499,830	
	受入出向料	−56,671	
	出向料	27,082	20,589,672
Ⅲ　委託費			
	検査手数料	198,858	
	委託費	199,208	
	診療委託費	2,609	
	業務委託費	545,565	946,241
Ⅳ　設備関係費			
	減価償却費	2,014,143	
	利息費用	2,286	
	地代家賃	27,964	
	設備修理費	69,378	
	保守料	265,783	
	備品リース料	38,215	
	医療器械修理費	75,948	
	医療器械リース料	69	
	医療器械賃借料	99,204	
	医療器械保守料	223,519	
	リース料	20,730	
	燃料費	7,912	
	ガレージ代	23,095	2,868,253
Ⅴ　経費			
	厚生費	87,436	
	被服費	87,594	
	社宅費	67,837	
	募集費	69,773	
	旅費交通費	7,601	
	通信費	36,514	
	水道光熱費	845,329	
	消耗品費	291,796	
	給食消耗品費	33,213	
	印刷費	27,006	
	保険料	42,991	
	衛生費	268,504	

様式第九の二号

※医療法人整理番号					

法人名　社会医療法人　北九州病院
所在地　北九州市小倉北区室町三丁目1番2号

事　業　費　用　明　細　表

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
会議費	75	
接待交際費一般	3,338	
院長交際費	593	
図書費	7,555	
寄付金	13,950	
広告宣伝費	3,713	
コンピューター費	94,306	
公租公課	399,150	
貸倒引当金繰入	1,814	
長期前払消費税償却	200,986	
のれん償却費	138,297	
雑費	332,512	3,061,894
Ⅵ　その他の事業費用		
研修費	16,739	
研究費	9,012	25,751
事　業　費　用　計		32,872,638

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. ⅠからⅥの中科目区分は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

※医療法人整理番号					

法人名　社会医療法人　北九州病院
所在地　北九州市小倉北区室町三丁目1番2号

事　業　費　用　明　細　表

（単位：千円）

科目		金額	
Ⅰ　材料費			
	薬品費	2,332,753	
	血液費	38,968	
	フィルム料	6,445	
	X線材料費	16,345	
	医療材料費	1,702,267	
	施設材料費	4,172	
	検査材料費	183,930	
	病衣料	31,746	
	汚物洗濯費	666	
	紙オムツ費	172,188	
	寝具貸借料	80,826	
	給食材料費	850,371	
	ドック費	19,786	5,440,468
Ⅱ　給与費			
	給料手当	13,571,634	
	賞与	3,284,779	
	賞与引当金取崩	−1,618,529	
	賞与引当金繰入	1,628,077	
	通勤費	338,493	
	雑給	443,828	
	退職給与	372,979	
	退職給付引当金取崩	−372,979	
	退職給付引当金繰入	612,994	
	法定福利費	2,585,977	
	受入出向料	−44,098	
	出向料	24,004	20,827,161
Ⅲ　委託費			
	検査手数料	148,352	
	委託費	278,664	
	診療委託費	1,453	
	業務委託費	550,643	979,115
Ⅳ　設備関係費			
	減価償却費	2,124,159	
	利息費用	2,751	
	地代家賃	27,964	
	設備修理費	120,363	
	保守料	271,517	
	備品リース料	19,650	
	医療器械修理費	61,868	
	医療器械リース料	69	
	医療器械賃借料	92,614	
	医療器械保守料	220,996	
	リース料	18,973	
	燃料費	8,207	
	ガレージ代	18,279	
	車輌修理費	52	2,987,468
Ⅴ　経費			
	厚生費	96,794	
	被服費	90,841	
	社宅費	67,971	
	募集費	120,119	
	旅費交通費	10,342	
	通信費	32,084	
	水道光熱費	706,473	
	消耗品費	259,818	
	給食消耗品費	24,395	
	印刷費	25,350	
	保険料	44,941	

様式第九の二号

※医療法人整理番号					

法人名　社会医療法人　北九州病院
所在地　北九州市小倉北区室町三丁目1番2号

事　業　費　用　明　細　表

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
衛生費	248,431	
会議費	78	
接待交際費一般	4,384	
院長交際費	1,758	
図書費	7,189	
寄付金	15,820	
広告宣伝費	7,373	
コンピューター費	71,421	
公租公課	336,639	
貸倒引当金繰入	104	
長期前払消費税償却	233,378	
のれん償却費	138,297	
雑費	301,483	2,845,498
Ⅵ　その他の事業費用		
研修費	25,180	
研究費	12,410	37,591
事　業　費　用　計		33,117,303

様式第九の二号

※医療法人整理番号					

法人名　社会医療法人　北九州病院
所在地　北九州市小倉北区室町三丁目1番2号

事　業　費　用　明　細　表
（自　令和　7年　4月　1日　　至　令和　8年　3月　31日）

（単位：千円）

科目		金額	
Ⅰ　材料費			
	薬品費	2,877,968	
	血液費	52,824	
	フィルム料	1,145	
	X線材料費	14,493	
	医療材料費	1,812,708	
	施設材料費	4,638	
	検査材料費	217,663	
	病衣料	33,461	
	汚物洗濯費	614	
	紙オムツ費	174,170	
	寝具貸借料	79,060	
	給食材料費	1,075,918	
	ドック費	26,780	6,371,448
Ⅱ　給与費			
	給料手当	14,534,990	
	賞与	3,532,377	
	賞与引当金取崩	−1,651,180	
	賞与引当金繰入	1,621,774	
	通勤費	369,783	
	雑給	474,702	
	退職給与	338,009	
	退職給付引当金取崩	−338,009	
	退職給付引当金繰入	494,693	
	法定福利費	2,731,958	
	受入出向料	−48,420	
	出向料	44,394	22,105,073
Ⅲ　委託費			
	検査手数料	188,074	
	委託費	390,241	
	診療委託費	1,635	
	業務委託費	587,173	1,167,124
Ⅳ　設備関係費			
	減価償却費	2,116,048	
	利息費用	2,352	
	地代家賃	27,964	
	設備修理費	110,747	
	保守料	325,323	
	備品リース料	21,672	
	医療器械修理費	69,629	
	医療器械リース料	69	
	医療器械賃借料	83,940	
	医療器械保守料	254,230	
	リース料	28,764	
	燃料費	8,566	
	ガレージ代	47,990	
	車輌修理費	0	3,097,299
Ⅴ　経費			
	厚生費	201,086	
	被服費	109,756	
	社宅費	70,540	
	募集費	175,478	
	旅費交通費	12,309	
	通信費	33,925	
	水道光熱費	846,103	
	消耗品費	270,353	
	給食消耗品費	22,544	
	印刷費	24,352	
	保険料	58,028	

様式第九の二号

※医療法人整理番号					

法人名　社会医療法人　北九州病院
所在地　北九州市小倉北区室町三丁目1番2号

事　業　費　用　明　細　表
（自　令和　7年　4月　1日　　至　令和　8年　3月　31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
衛生費	248,341	
会議費	40	
接待交際費一般	11,679	
院長交際費	2,158	
図書費	7,646	
寄付金	44,960	
広告宣伝費	7,639	
コンピューター費	88,803	
公租公課	304,267	
貸倒引当金繰入	-3,481	
長期前払消費税償却	177,251	
のれん償却費	138,297	
雑費	321,607	3,173,692
Ⅵ　その他の事業費用		
研修費	28,971	
研究費	14,086	43,058
事　業　費　用　計		35,957,696

独立監査人の監査報告書

令和８年５月26日

社会医療法人北九州病院

理事会　御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤次男

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長村彌角

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第５項の規定に基づき、社会医療法人北九州病院の令和７年４月１日から令和８年３月31日までの令和７年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年４月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：　社会医療法人　北九州病院
理事長　佐 多 竹 良

住　　所：　北九州市小倉北区室町三丁目１番２号

以下のとおり相違ありません。

施　設　名	北九州総合病院
施設の所在地	北九州市小倉北区東城野町１番１号
管轄保健所名	北九州市保健所

１　診療科目

科　目	内科	呼吸器内科	消化器内科	循環器内科	血液内科	糖尿病内科
	リウマチ科	人工透析内科	心療内科	放射線治療科	放射線診断科	外科
	呼吸器外科	消化器外科	乳腺外科	胸部外科	整形外科	脳神経外科
	形成外科	耳鼻咽喉科	頭頸部外科	泌尿器科	産科	婦人科
	小児科	救急科	麻酔科	眼科	皮膚科	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科
	病理診断科	臨床検査科				

２　許可病床数

一　般		療　養		結　核		精　神		感染症		合　計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
312	360									312	360

3　構造設備

（1）総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施　　設	設　備　等
☑ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ 新興感染症発生・まん延時における医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☑ 小児救急医療	☑ 集中治療室 ☐ 集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☑ 診察室　☑ 手術室　☑ 処置室 ☑ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） ☑ 臨床検査施設　☑ エックス線診療室 ☑ 調剤所　☐ 保護室　☑ 面会室 ☑ 診察室（発熱） ☑ 専用病床（　27 床） ☑ 優先的に使用される病床 ☐ 陰圧病室（確保病床　　床） ※医療措置協定による確保病床（　　床）の半数以上が陰圧病室内にあること。 ☑ 個室病室 ☑ 備蓄倉庫 ☑ ヘリポート（☐ 敷地内　☑ 近接地） ☑ 医師住宅　☑ 看護師住宅	☑ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 ☑ 感染を判断するための検査機器 ☑ 分娩監視装置 ☑ 新生児用呼吸循環監視装置 ☑ 超音波診断装置 ☑ 新生児用人工換気装置 ☑ 微量輸液装置　☑ 保育器 ☑ 簡易ベッド　☑ 携帯用医療機器 ☑ 個人防護具 ☑ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 ☑ 食料　☑ 飲料水　☑ 医薬品 ☑ 自家発電装置 ☑ トリアージタッグ ☑ 救急用自動車 ☑ 広域災害・救急医療情報システム ☑ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備 （　　）

○　「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から３年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

（2）災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区　　分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室　数

（3）へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病　院　名	施　　設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	□　診察室　□　手術室　□　処置室 □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所 □　病床数（　　床） □　医師住宅　□　看護師住宅	
	□　診察室　□　手術室　□　処置室 □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所 □　病床数（　　床） □　医師住宅　□　看護師住宅	
	□　診察室　□　手術室　□　処置室 □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所 □　病床数（　　床） □　医師住宅　□　看護師住宅	

※　へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、（1）総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4　職種別従業員数

職種／人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定　員																	
実人員																	
内特殊関係者																	

5　勤務体制

	体　制	昼間（15 時現在）		夜間（３時現在）		休日（15 時現在）	
		専　任	兼　任	専　任	兼　任	専　任	兼　任
医師	病院内						
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内						
	オンコール						
診療放射線技師	病院内						
	オンコール						
臨床検査技師	病院内						
	オンコール						
看護師	病院内						
	オンコール						
合　計	病院内						
	オンコール						
内　救急医療（再掲）（精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内　周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内　小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

６　その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1)精神科救急医療の場合のみ

・　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第５条の２第１号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第５条の２第３号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2)災害医療の場合のみ

・　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の有無	

(3)新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第３６条の３第１項に規定する医療措置協定であって、同項第１号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・　感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が３０床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・　感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に開始し、かつ１日当たり２０人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・　医療人材派遣に係る措置	

②医療法第３０条の１２の６第１項に規定する協定について

・　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に係る協定締結の有無	
・　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）に係る協定締結の有無	
・　災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第３０条の１２の６第１項に規定する協定」を添付すること。

添付書類１－２（救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：　社会医療法人　北九州病院
理事長　佐 多 竹 良

住　　所：　北九州市小倉北区室町三丁目１番２号

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	北九州総合病院
病院の所在地	北九州市小倉北区東城野町１番１号
管轄保健所名	北九州市保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	① 10,678 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	② 0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③ 0 件
ヘリコプターによる搬送件数	④ 0 件
合　　計	10,678 件
３会計年度平均	3,559 件
直近に終了した３会計年度に含まれる令和２年２月から令和３年３月までの月数（A）	0 月
直近に終了した３会計年度に含まれる令和３年４月から令和４年３月までの月数（B）	0 月
直近に終了した３会計年度中に国又は地方公共団体からの要請(新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。)を受けて休業した日がない場合の基準値 ・救急医療については、 別添１中別表１上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表２上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を７５０から控除した数 ・ 災害医療については、 別添１中別表３上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表４上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる	⑤　750 件

数とを合計した数を６００から控除した数	
直近に終了した３会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数(※)	⑥　0日
直近に終了した３会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値(⑤－⑥×２÷３)	750件

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日及び年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	0日
年　月　日～　年　月　日	0日
年　月　日～　年　月　日	0日
年　月　日～　年　月　日	0日
年　月　日～　年　月　日	0日
年　月　日～　年　月　日	0日
通算日数	0日

添付資料

○　夜間等救急自動車等搬送件数明細表

○　夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

（自　令和　5　年　4　月　1　日　至　令和　6　年　3　月　31　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	3,528件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
ヘリコプターによる搬送件数	0件
合計	3,528件

（自　令和　6　年　4　月　1　日　至　令和　7　年　3　月　31　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	3,562 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	3,562 件

（自　令和　7　年　4　月　1　日　至　令和　7　年　3　月　31　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	3,588 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	3,588 件

（合　　計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	10,678 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類６（小児救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：　社会医療法人　北九州病院
理事長　佐 多 竹 良

住　　所：　北九州市小倉北区室町三丁目１番２号

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	北九州総合病院
病院の所在地	北九州市小倉北区東城野町１番１号
管轄保健所名	北九州市保健所

〔６歳未満の時間外等加算割合〕

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数		合　　計
初診料の算定件数	58,762 件	A	13,559 件	72,321 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	①	0 件	0 件
内 休日加算の算定件数	5,091 件	②	3,104 件	8,195 件
内 深夜加算の算定件数	4,012 件	③	2,681 件	6,693 件
内 時間外加算の特例の算定件数	6,434 件	④	3,630 件	10,064 件
上記以外の時間外等入院患者数	0 件	B	0 件	0 件
時間外等加算割合｛(①＋②＋③＋④＋B）／A＋B｝			69.4%	－

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した３会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成１８年厚生労働省告示第９２号）別表第一区分番号A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

○　時間外等加算件数明細表

○　「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類（救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。）

時間外等加算件数明細表

（自　令和　5　年　4　月　1　日　至　令和　6　年　3　月　31　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	20,162 件	5,331 件	25,493 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	0 件	0 件
内 休日加算の算定件数	1,933 件	1,301 件	3,234 件
内 深夜加算の算定件数	1,377 件	1,061 件	2,438 件
内 時間外加算の特例の算定件数	2,390 件	1,485 件	3,875 件
上記以外の時間外等入院患者数	0 件	0 件	0 件

（自　令和　6　年　4　月　1　日　至　令和　7　年　3　月　31　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	19,252 件	4,452 件	23,704 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	0 件	0 件
内 休日加算の算定件数	1,721 件	1,037 件	2,758 件
内 深夜加算の算定件数	1,374 件	840 件	2,214 件
内 時間外加算の特例の算定件数	2,104 件	1,193 件	3,297 件
上記以外の時間外等入院患者数	0 件	0 件	0 件

（自　令和　7　年　4　月　1　日　至　令和　8　年　3　月　31　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	19,348 件	3,776 件	23,124 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	0 件	0 件
内 休日加算の算定件数	1,437 件	766 件	2,203 件
内 深夜加算の算定件数	1,261 件	780 件	2,041 件
内 時間外加算の特例の算定件数	1,940 件	952 件	2,892 件
上記以外の時間外等入院患者数	0 件	0 件	0 件

（合　　計）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	58,762 件	13,559 件	72,321 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	0 件	0 件
内 休日加算の算定件数	5,091 件	3,104 件	8,195 件
内 深夜加算の算定件数	4,012 件	2,681 件	6,693 件
内 時間外加算の特例の算定件数	6,434 件	3,630 件	10,064 件
上記以外の時間外等入院患者数	0 件	0 件	0 件

(記載上の注意事項)

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

社会医療法人　北九州病院　役員の定年及び報酬に関する内規

（定　年）

第1条　定款第16条第1項の規定により選任された役員(理事、監事という)、及び第16条第4項により選任された役員(管理者理事という)の定年、若しくは任期は次のとおりとする。
但し、社員総会において特別の事由があると認めたときは、これを延長、若しくは短縮することができる。

(1)	理事長	6期6年とし、70歳を超えないものとする。 但し、管理者理事(病院長)が理事長を兼務する場合は2期2年とする。
(2)	副理事長	70歳
(3)	専務理事・常務理事	65歳
(4)	理事・監事	65歳
(5)	管理者理事	70歳

（報　酬）

第2条　役員報酬規程第2条の規定により、経営会議で定める報酬については次のとおりとする。

(1)	理事長	2,000万円以内 但し、理事長が病院長を兼務する場合は、兼務手当として300万円を限度に加算することが出来る。
(2)	副理事長	1,800万円以内
(3)	専務理事	1,600万円以内
(4)	常務理事	1,400万円以内
(5)	理事(常勤)	1,200万円以内
(6)	理事(非常勤)	300万円以内
(7)	監事(非常勤)	300万円以内
(8)	管理者理事	下表のとおりとする。

施設区分	急性期病院	療養型病院	
		400床以上	400床未満
ランク4	2,240万円	2,120万円	2,040万円
ランク3	2,180万円	2,060万円	1,980万円
ランク2	2,120万円	2,000万円	1,920万円
ランク1	2,060万円	1,940万円	1,860万円

（付　則）

1　この内規は、昭和63年6月24日から施行する。

2　この内規は、平成5年4月1日から適用する。（H5. 4. 13　一部改正、報酬の範囲）

3　この内規は、平成8年4月1日から適用する。（H8. 4. 16　一部改正、報酬の範囲）

4　この内規は、平成10年7月1日から適用する。(H10. 7. 14　一部改正、報酬の範囲)

5　この内規は、平成14年4月1日から施行する。(H14. 4. 2　一部改正、報酬の範囲)

6　この内規は、平成17年4月1日から施行する。(H16.12.21　一部改正、報酬の範囲)

7　この内規は、平成17年4月1日から施行する。(H17.4.5　一部追加改正、理事長・任期、管理者理事報酬額)

8　この内規は、平成24年5月15日から施行する。(H24.5.15　一部追加改正、理事長任期、理事長報酬院長兼務の理事長報酬)

9　この内規は、平成26年6月1日から施行する。(H26.5.13　一部追加改正、理事、監事の定年年齢引き上げ　62歳⇒65歳)

（書類付表３）

保有する資産の明細表

１　総括表

区　　分	業務の用に供する財産	保有財産	減価償却引当特定預金	特定事業準備資金	その他の財産
流動資産	6,182,537,616円				10,782,609,784円
現金及び預金					10,782,609,784円
事業未収金	5,825,171,415円				0円
有価証券					0円
たな卸資産	219,729,902円				0円
前払費用	52,119,362円				0円
その他の流動資産	98,640,346円				0円
△　貸倒引当金	-13,123,409円				0円
固定資産	30,686,409,137円	0円	0円	0円	806,584,413円
有形固定資産	29,505,151,851円	0円			0円
建物	18,516,597,542円	0円			0円
構築物	686,232,315円	0円			0円
医療用器械備品	676,244,987円	0円			0円
その他の器械備品	550,858,353円	0円			0円
土地	9,075,219,654円	0円			0円
建物仮勘定		0円			0円
無形固定資産	696,219,730円	0円			0円
ソフトウエア	391,820,331円	0円			0円
ソフトウエア仮勘定	17,465,301円	0円			0円
電話加入権	10,340,017円	0円			0円
のれん	276,594,081円	0円			0円
その他の資産	485,037,556円		0円	0円	806,584,413円
投資有価証券					638,413,744円
長期貸付金					19,854,000円
役職員等長期貸付金					10,864,905円
前払年金費用					137,451,764円
長期前払費用	479,529,355円				0円
減価償却引当特定預金			0円		
事業特定預金				0円	
その他の固定資産	5,508,201円				0円
資産合計	①　36,868,946,753円	②　0円	③　0円	④　0円	11,589,194,197円

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。

○　表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

２　業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合　　計			
流動資産	6,182,537,616 円	円	円	円
事業未収金	5,825,171,415 円	円	円	円
たな卸資産	219,729,902 円	円	円	円
前払費用	52,119,362 円	円	円	円
その他の流動資産	98,640,346 円	円	円	円
△　貸倒引当金	-13,123,409 円	円	円	円
固定資産	30,686,409,137 円	円	円	円
有形固定資産	29,505,151,851 円	円	円	円
建物	18,516,597,542 円	円	円	円
構築物	686,231,315 円	円	円	円
医療用器械備品	676,244,987 円	円	円	円
その他の器械備品	550,858,353 円	円	円	円
土地	9,075,219,654 円	円	円	円
無形固定資産	696,219,730 円	円	円	円
ソフトウエア	391,820,331 円	円	円	円
ソフトウエア仮勘定	17,465,301 円	円	円	円
電話加入権	10,340,017 円	円	円	円
のれん	276,594,081 円	円	円	円
その他の資産	485,037,556 円	円	円	円
長期前払費用	479,529,355 円	円	円	円
その他の固定資産	5,508,201 円	円	円	円
資産合計	⑤　36,868,946,753 円	円	円	円

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。

○　表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。

○　⑤が①と一致すること。

３　保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
該当なし			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合　　計	－	－	円	⑥　　円

（記載上の注意事項）

○　⑥が②と一致すること。

４　減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合　　計	－	円	円	⑦　　円

（記載上の注意事項）

○　⑦が③と一致すること。

５　特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	毎会計年度に積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合　　計	－	円	円	⑧　　円

（記載上の注意事項）

○　⑧が④と一致すること。

○　当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

6　土地の明細

住　　所	総面積	内　借地の面積	内　自地の面積	用途の区分
北九州市小倉北区東城野町1336	25,768.01 ㎡	0 ㎡	25,768.01 ㎡	北九州総合病院 病院用地
古賀市千鳥 2 丁目 1863 番 75	16,596.58 ㎡	0 ㎡	16,596.58 ㎡	北九州古賀病院 病院用地
北九州市小倉北区香春口 1 丁目 885-9-0106	3,990.78 ㎡	0 ㎡	3,990.78 ㎡	北九州中央病院 病院用地

7　建物の明細

区　　分	構造の概要	総　面　積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
北九州総合病院	鉄筋鉄骨コンクリート造　7 階建	35,962.35 ㎡	自家	救急外来処置室	180.39 ㎡
				中央検査室	155.08 ㎡
				調理室	210.39 ㎡
北九州八幡東病院	鉄筋コンクリート造　6 階建	19,990.01 ㎡	自家	理学療法室	256.98 ㎡
				作業療法室	153.60 ㎡
				ＣＴ室	30.25 ㎡
北九州中央病院	鉄筋コンクリート造　10 階建	31,778.92 ㎡	自家	医事事務室	63.44 ㎡
				検査室	38.08 ㎡
				中央処置室	27.35 ㎡

8　医療用器械備品の明細

品　　名	規　　格	数　量	単　価	自用・借用	用途の区分
垂直層流式無菌装置		6	34,170,000	自用	無菌室
ＭＲＩ装置（1.5Ｔ）	Ingenia1.5T	1	31,716,009	自用	救急外来
注射薬払出システム　ＰＨＣ		1	30,285,819	自用	薬剤科
全身用Ｘ線 CT 装置	AquilionLightning Ⅰ 5.1	1	19,894,875	自用	放射線診療室
関節鏡システム		1	17,316,000	自用	放射線診療室
16 列ﾏﾙﾁｽﾗｲｽ CT 装置	AquilionStart Ⅰ 3.5M	1	13,151,288	自用	放射線診療室
内視鏡手術システム	ＩＭＡＧＥ　１Ｓ	1	12,614,400	自用	手術室
生化学・免疫血清学分析装置	ALINITYi ｼｽﾃﾑ	2	12,398,729	自用	検査室
放射線治療業務支援システム	RT-net	1	12,191,627	自用	放射線診療室
内視鏡手術システム		1	10,270,800	自用	手術室
透析システム	ERGOTRI	1	8,859,410	自用	透析室
マンモグラフィ 3D FPD		1	8,713,600	自用	放射線診療室